

別記を次のとおり改める。

別記 1

産地生産基盤パワーアップ事業のうち（１）収益性向上対策・生産基盤強化対策のア整備事業の（ア）収益性向上対策及び（イ）生産基盤強化対策に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。ただし、（イ）生産基盤強化対策に係る事業の場合は、１から６の者に限る。

補助対象者	
1	市町村
2	公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
3	土地改良区
4	農業者（産地パワーアップ計画に取組の中心となる経営体として記載されたものとする。）
5	農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、産地パワーアップ計画に取組の中心となる団体として記載されたものとする。）
6	民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、産地パワーアップ計画に取組の中心となる経営体又は団体として記載されたものとする。）
7	食品事業者（以下のアからウの場合に限る。） ア 米粉、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設（てん菜の貯蔵施設における2次集出荷ストックポイントに限る。）、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合 ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合
8	中間事業者（産地パワーアップ計画に取組の中心となる経営体として記載されたものであり、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）別記2に定めるものに限る。ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限る。）
9	流通業者（産地パワーアップ計画に取組の中心となる経営体として記載されたものであり、交付等要綱別記2に定めるものに限る。ただし、青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限る。）
10	産地パワーアップ計画に取組の中心となる経営体として記載されたものであり、知事が北海道農政事務所長と協議して認める団体
11	コンソーシアム（産地パワーアップ計画に取組の中心となる経営体として記載されたものであり、交付等要綱別記2に定める場合に限る。）

別記 2

産地生産基盤パワーアップ事業のうち（１）収益性向上対策・生産基盤強化対策のア整備事業の（ア）収益性向上対策に係る事業の補助率は、１から６に該当する場合はそれぞれに掲げる補助率等とする。

- 1 稲（種子用を除く。）を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合は10分の4以内
- 2 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合は10分の4以内
- 3 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合は3分の1以内
- 4 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地

区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合は3分の1以内

5 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合は3分の1以内

6 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合は3分の1以内

別記3

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(1)収益性向上対策・生産基盤強化対策のイ基金事業の(ア)収益性向上対策のうち生産支援事業に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者	
1	市町村
2	公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)
3	土地改良区
4	農業者(産地パワーアップ計画に取組の中心となる経営体として記載されたものとする。)
5	農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、産地パワーアップ計画に取組の中心となる団体として記載されたものとする。)
6	民間事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、産地パワーアップ計画に取組の中心となる団体として記載されたものとする。)

別記4

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(1)収益性向上対策・生産基盤強化対策のイ基金事業の(ウ)生産基盤強化対策のb果樹園・茶園等の再整備・改修の取組のうち、継承者へ継承すること又は継承者が継承後本格的な営農を開始することを前提として果樹等の改植等を行う場合に係る事業の補助率等は、次の表のとおりとする。

補助対象経費(注1)		補助対象とする 植栽密度 (10a当たり本数)	補助対象とする 植栽密度の下限 (10a当たり本数)	補助率 (定額補助は10 a当たり単価)
1 次の(1)~(4)に係る改植を行うために必要な伐採・伐根費、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費等				
(1)省力樹形への改植	本事業において適用する省力樹形は、持続的生産強化対策事業実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官通知)の別表2に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業(以下「果樹労働生産性向上等対策事業」という。)により定められている省力樹形とする。	本事業において適用する補助対象とする栽植密度及び補助率は、果樹労働生産性向上等対策事業により定められている栽植密度及び補助率とする。		
上記以外の場合(注2)		—	—	1/2以内
(2)主要果樹(注3)への改植((1)の場合を除く。)	本事業において適用する補助対象とする栽植密度の下限及び補助率は、果樹労働生産性向上等対策事業により定められている栽植密度及び補助率とする。			
(3)りんごのわい化栽培、ぶどうの垣根栽培(ただし、加工用に仕向けられるものに限る)	本事業において適用する補助対象とする栽植密度及び補助率は、果樹労働生産性向上等対策事業により定められている栽植密度及び補助率とする。			

への改植((1)の場合を除く。)			
(4)(1)～(3)のいずれにも該当しない改植	—	—	1 / 2 以内
2 改植に伴い発生する未収益期間における栽培管理に必要な経費	—	—	定額(22万円)

注1 1と2は同時に行うことを基本とし、2単独での実施は認めない。

2 省力樹形は、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の(1)又は(2)の要件を満たすものであること。

(1) 10a 当たりの労働時間を、慣行の栽培と比較して10%以上縮減できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

(2) 10a 当たりの単収を、慣行の栽培と比較して10%以上増加できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

3 主要果樹とは、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、くり、うめ、すもも及びいちじくをいう。

別記5

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(1)収益性向上対策・生産基盤強化対策のイ基金事業の(イ)収益性向上対策のうち効果増進事業に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者
1 経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会
2 地域担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会
3 果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知)第5の1に定める産地協議会

別記6

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(1)収益性向上対策・生産基盤強化対策のイ基金事業の(ウ)生産基盤強化対策に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者
1 市町村
2 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)
3 土地改良区
4 農業者(産地パワーアップ計画に取組の中心となる経営体として記載されたものとする。)
5 農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、産地パワーアップ計画に取組の中心となる団体として記載されたものとする。)
6 民間事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、産地パワーアップ計画に取組の中心となる団体として記載されたものとする。)
7 経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会
8 地域担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会
9 果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知)第5の1に定める産地協議会

別記7～18

(省略)

別記19

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(2)新市場獲得対策の国産シェア拡大対策のア麦・大豆の(ア)推進事業の麦・大豆機械導入対策に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者	
1	農業者の組織する団体（産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱 別紙3のIの第1の2に定められた基準を満たす団体とする。）
2	経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会
3	市町村
4	知事が北海道農政事務所長と協議して定める団体
5	1又は2が策定する国産化プラン（「麦・大豆国産化プランの策定について」（令和4年12月12日付け4農産第3575号付け農林水産省農産局長通知）に基づき作成されたものをいう。）及び事業実施計画書に取組の中心となる農業者等として位置づけられた農業者、農業者の組織する団体及び民間事業者（農業支援サービス業の展開を行う事業者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者）